

遺跡の学び館自動ドア装置取替修繕仕様書

- 1 件 名 遺跡の学び館自動ドア装置取替修繕
- 2 修繕の場所 盛岡市本宮字荒屋 13 番地 1
- 3 修繕の期間 契約締結の翌日から令和 6 年 12 月 20 日まで
- 4 修繕の内容

盛岡市遺跡の学び館正面入り口の外側と内側に設置している自動ドアの駆動部分が老朽化していることから交換を行うもの。

現行の製品

項 目	内 容	備 考
メーカー	Y K K A P 株式会社製	外側・内側共
品名	D E S 2 5 0 N W 1 S S	外側・内側共
エンジン機種	D E S 2 5 0 W	外側・内側共
検出装置	無目センサー（内・外）	外側・内側共
補助光線スイッチ	有	外側・内側共

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、本修繕の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本修繕の目的達成のために必要な処理については、受注者の責任においてこれを行うこと。
- (2) 本修繕の内容に疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議し、発注者の指示に従うこと。
- (3) 本修繕の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 本修繕の実施にあたっては、安全対策を十分に行うとともに、作業員への安全教育を徹底し労務災害の防止に努めること。

6 仕様

(1) 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

7 施工

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民へ

の安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。
(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

8 主な提出書類

- (1) 業務完了報告書
- (2) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (3) その他必要なもの

9 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。